

英國現代奴隸法に関するステートメント（参考訳）

1. 本ステートメントについて

英国の Modern Slavery Act 2015（以下、「Slavery Act」という）に基づき、矢崎総業株式会社（以下、当社）を究極的な親会社とする矢崎グループ（以下、当社グループ）が、自ら及びそのサプライチェーン内において奴隸労働その他の隸属状態の下での労働ならびに人身売買が発生しないことを確保するために実施している措置を、本ステートメントにより開示する。

当社グループは、自らの事業及びサプライチェーンにおける奴隸労働ならびに人身売買に対し、全面的に反対の意思を表明する。

当ステートメントでは、奴隸労働や人身売買について、Slavery Act 上の定義及び概念に従う。

なお、英國現代奴隸法における報告義務がある組織には Yazaki Europe, Limited（以下、矢崎ヨーロッパ）のみが該当するが、欧州法人を含む当社グループのステートメントとして両社が合同で作成のうえ、それぞれ開示する。ステートメントを開示するにあたり、両社の取締役会は、当社製品のサプライチェーンにおける人権尊重の取り組みである当ステートメントの内容を確認し、両社それが特定する人権課題を認識した。

2. 事業内容（2021年6月20日付のデータ）

当社グループの中核事業は、自動車部品の製造・販売である。またそれ以外にも、電線や空調機器、ガス機器等の製造・販売も行っている。

当社は、登記上の本社を東京に置くが、実質的な本社機能は静岡県裾野市に置いている。当社グループの法人数は 140 社、それらは 45 カ国・地域に所在し、グローバルでの雇用総数は約 240 千名である。当社グループは、欧州、アジア、米州（北米・中南米）、アフリカといった広範な地域で事業を展開しており、英国における事業は、英国の Basildon に本社を置く矢崎ヨーロッパが行っている。

3. サプライチェーンの概要

当社グループは、製品の部品や材料を、日本の国内外の様々なサプライヤーから購入している。

当社グループは、サプライチェーン内の取引先（一次サプライヤー）に対して、後述する関連方針に基づき、適切な対応を取ることを要請している。更に、より広いサプライチェーンに影響を及ぼすため、当社グループは、一次サプライヤーはもとより、その取引に関連する二次以降のサプライヤーに対しても、一次サプライヤーを通じて当社グループの関連方針を適用することを推奨している。

これにより、サプライチェーン全体における奴隸労働及び人身売買のリスクが低減するものと考えている。

4. 矢崎の関連方針

方針の全体像

当社は、自らの事業及びサプライチェーンにおいて、いかなる奴隸状態や人身取引もないことを確保するよう、グループとしての方針を策定し、従業員及びサプライヤーに対して周知し徹底を図っている。これらの方針は、主管部署が起案し、当社の取締役会またはその他経営会議で議論したうえで採択され、当社グループの各部門・従業員に展開される。

具体例として、当社グループのグローバル方針類には、次のものが含まれる：

- ・CSR 方針（日本語・英語）

- ・矢崎グループ人権方針（日本語・英語）
- ・責任ある鉱物調達方針（日本語・英語）
- ・行動基準（日本語・英語等）
- ・仕入先様 CSR ガイドライン（日本語・英語）

CSR 方針

当社の経営基本方針を CSR の観点で再整理し具体化することにより、ステークホルダーへの責任を明らかにした「CSR 方針」は、「法令等の遵守」、「調達活動における配慮」、「人権の尊重」、「安全で健康的な労働環境」、「従業員の能力開発」等の人権関連事項を定めている。

矢崎グループ人権方針

当社は企業活動における人権課題への理解や適切な行動の必要性についての認識の高まりを受け、2020年10月28日の当社取締役会での承認を経て、「矢崎グループ人権方針」を制定した。当該方針は、人権尊重に関する当社グループの基本的な方針を定めるもので、「国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約、市民的、政治的権利に関する国際規約への第一及び第二選択議定書)」及び国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」等の国際規範を支持・尊重及び国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の実行を通じて、人権尊重の責任を果たすことを宣言している。

なお、矢崎グループ人権方針は、人権尊重について言及がある当社グループの個別の関連方針や文書(CSR 方針、責任ある鉱物調達方針、行動基準他)の上位に位置づけられる。

矢崎グループ人権方針は、当社グループ各社及びその全従業員に適用されるほか、当社グループの取引先などの関係者に対しても、賛同いただくよう要請している。

責任ある鉱物調達方針

紛争鉱物に関する社会的要請と顧客からの要請の変化を受けて、当社は、これまでの「紛争鉱物対応調達方針」から「責任ある鉱物調達方針」へと、当社グループの方針を改定した。

新たな方針では、対象地域をコンゴ民主共和国及びその周辺国からその他紛争地域まで拡大し、「児童労働」等の人権侵害への懸念について言及している。

行動基準

当社グループにおいて、各国・地域の法令や慣習等に適したかたちで、行動基準についての従業員向けのハンドブックを作成している。当ハンドブックは前述の CSR 方針に沿って、「法令等の遵守」、「調達活動における配慮」、「人権の尊重」、「安全で健康的な労働環境」、「従業員の能力開発」等の関連セクションをカバーしている。特に「人権の尊重」のセクションでは、当社グループの事業活動において、強制労働及び児童労働が行われないように細心の注意を払う旨を定めている。また、経営基本方針やそれに基づく CSR 方針を記載しており、当社グループの従業員には当該ルールに従い、一貫した行動を取るよう求めている。

欧州においては、矢崎ヨーロッパが当該地域の法人・従業員に適用される Code of Conduct を策定している。矢崎ヨーロッパの Code of Conduct は、いかなる形態の奴隸労働・児童労働も发生させないことを方針として示すとともに、域内法人による各国法令の遵守のみならず、全ての従業員が、個人の責任として適用法令を認識、遵守するよう求めている。

矢崎ヨーロッパは、2020年度に同社の取締役会の承認を以て前述の Code of Conduct を改訂し、当該

地域の法人・従業員に対して、倫理的な行動、適用法令/社内規則の遵守、社会的責任を果たすことをより強く求めている。特に人権に関する法人・従業員に対する期待やルールを明確にし、強調している。また、取引先に対して、より一層、倫理的かつ誠実に対応するように促すとともに、地域コミュニティー及び当局を含む、全てのステークホルダーとの信頼関係の強化をめざしている。

2021年度には、前述の Code of Conduct について欧州域内の全従業員への周知を進め、啓蒙・教育に関する取り組みを実施する予定である。

仕入先様 CSR ガイドライン

「仕入先様 CSR ガイドライン」では、法令等の遵守、人権の尊重、強制労働及び児童労働の禁止、安全で健康的な労働環境の確保等がカバーされており、仕入先には、当ガイドラインを含む当社グループとの合意事項の遵守と、違反等があった場合に速やかに当社に対し報告を行うことを求めている。

また、サプライチェーンにおける強制労働や児童労働等の人権問題への対応方針を明確に定めるため、当社は 2020 年度に当ガイドラインを改訂し、改めて当社グループの人権に関する方針を示すとともに、仕入先に対して一層の CSR 取り組みの充実・強化を要請している。

矢崎ヨーロッパでは、前述の「仕入先様 CSR ガイドライン」に準ずる形で「Supplier Code of Conduct」を策定している。「Supplier Code of Conduct」は、当社グループによる CSR の要請事項についての相互理解及び合意を目的として、矢崎ヨーロッパの仕入先に展開している。

矢崎ヨーロッパは、現代奴隸や人身売買などを含む人権に関する仕入先に対する期待や要請の更なる明確化・強化を目的として、既存の「Supplier Code of Conduct」の改訂を進めている。なお、改訂作業を行うにあたっては、社会からの期待・要請、適用法規制、業界基準等を考慮している。

内部通報制度

当社グループでは、各地域において、従業員が会社内の不正・違法行為を通報することができる内部通報窓口を社内に設置している。また、通報窓口は独立性の担保された外部弁護士事務所にも設置しているが、このような社外窓口を設置していない地域には、設置することを推奨している。これらの窓口を利用する通報者の匿名性や、通報することで報復などの不利益が及ばないよう、通報者保護の仕組みの確立も進めている。

矢崎ヨーロッパでは、同社 WEB サイトに通報窓口 「内部通報ホットライン」 を設置し、人権侵害に関する従業員又は取引先からの記名・匿名での通報や相談を受け付けている。この対応を通じて、サプライチェーンを含めた人権侵害の特定、調査、是正を図っている。なお、2020 年度は、現代奴隸や人身売買等を含む人権侵害の通報は報告されていない。

5. リスクアセスメント及びデュー・ディリジェンス

当社グループでは、児童労働・強制労働等を含む人権全般に対する人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、運用している。具体的には、人権に関するリスク評価、並びにリスク低減に向けた仕組みの整備状況及び業務の適切性に関する点検を、拠点ごとに年次で実施している。拠点による評価・点検の結果は、各地域に設置された内部統制委員会に報告され、リスクへの対応状況や是正措置の適切性・十分性についての審議及び対応状況のモニタリングが行われている。

2020 年度は人権リスクが相対的に高いと考えられる中華圏と ASEAN について、前述の人権デュー・ディリジェンスを開始した。同活動により特定した重要リスクや是正措置、各地域における関連法規制の動向等に関して、各地域の内部統制委員会に対して報告するとともに、各地域の内部統制委員会を配下に

置く、グローバル内部統制委員会による対応状況のモニタリングも行われた。

また、自社拠点において児童労働が発生しないよう、当社グループ各社が所在する国・地域における就業最低年齢調査を実施し、対応状況のモニタリングを行っている。加えて、サプライチェーンを含む人権デュー・ディリジェンスとして、前述の仕入先様 CSR ガイドライン及びそのモニタリングツールを活用した仕入先の人権リスクの評価、リスク低減に向けた取り組み状況のモニタリング、是正措置の仕組み確立を進めている。

欧州においては、矢崎ヨーロッパを中心としてリスクマネジメント活動を導入しており、人権を含むリスク対応を行っている。当該活動では、日常管理の改善を通じたリスク低減の施策を全ての拠点で行うとともに、その取り組み状況や重大なリスクの有無等について年次評価を行っている。年次評価の結果は、矢崎ヨーロッパの経営層で構成される欧州内部統制委員会に報告される。

矢崎ヨーロッパは、前述のリスクマネジメント活動における人権リスク対応を、より包括的かつ実効性のあるものとすべく、人権デュー・ディリジェンスの仕組みとの統合を進めている。この作業においては、統合した人権デュー・ディリジェンスのプロセスや対象範囲が、関連法規則等による要件を満たすことを確認している。

また、2021年度にはサプライチェーンにおける取り組みの強化として、「仕入先様 CSR ガイドライン」及びそのモニタリングツールに準ずる形で、仕入先に展開する「Supplier Code of Conduct」の改訂も行う予定である。

6. パフォーマンス測定

前述の当社グループの拠点における人権デュー・ディリジェンスでは、2020年度は中華圏10法人と、ASEAN域内のタイ・フィリピン・インドネシア・シンガポール・ベトナム・カンボジアの13法人に対し、リスク評価及び業務・管理の十分性・適切性に関する点検作業を行い、重大リスクがないことを確認した。

また、当社グループの拠点における就業最低年齢調査は、欧州を含め、当社グループ法人が所在する45か国・地域全てで実施し、各国法等における就業最低年齢及び罰則、出生証明の有無、各国の法令に基づくルールの有無等を確認し、児童労働に関する重大なリスクがないことを確認した。

7. 教育

当社グループは、前述の行動基準またはそれに準ずる文書を、各種社内教育において活用し、それらの内容に関するマネジメント層及び従業員への周知、理解浸透を図っている。

例えば、マネジメント層に対し、経営会議において人権に関する最新動向を共有しているほか、管理職、新入社員、中途採用社員及び海外出向前の従業員を対象としたCSR研修の中で、人権の尊重や配慮について理解を深めることを目的に、人権に関するフレームワークの紹介や、強制労働・児童労働等の人権リスクに関する説明を継続的に実施している。また、インターネットにおいて、行動基準の啓発記事を掲載する等の方法により、従業員への更なる周知を図っている。

さらに、仕入先に対しても、当社グループのCSR方針及び当該年度の調達方針を説明する機会を設け、これらに基づく要請事項を定期的に説明し、双方の理解の共通化、深化を図っている。

欧州においては、2020年度の欧州内部統制委員会にて、当社グループが認識すべき人権リスクや法規制等の動向、「矢崎グループ人権方針」の制定及び人権デュー・ディリジェンスの開始について、矢崎ヨーロッパの経営層・ミドルマネジメントに対する周知・教育を行った。2021年度は、欧州域内の法人・従業員に対する教育の拡充を図っていく。

本ステートメントは、2021年8月31日開催の矢崎総業株式会社の取締役会、及び2021年9月15日付のYazaki Europe, Limited の取締役会において承認された。

矢崎 信二

署名日 2021年9月10日

矢崎 信二

矢崎総業株式会社

代表取締役社長

山田 宗範

署名日 2021年9月15日

山田 宗範

Yazaki Europe, Limited

Chairman of the Board of Directors